

## 令和4年度あおりり産品出店支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 あおりり産品販売促進協議会は、市内の農林水産業者等が、市産農林水産物等を販売する機会を増やすため、市内で開催されるイベントに出店する経費の一部を助成し、もって、市産農林水産物の地産地消及び農林水産業者の所得向上に資するため、令和4年度予算の範囲内において、あおりり産品出店支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産業者等 農林漁業者又は農林漁業者を中心とした任意団体をいう。  
※任意団体とは、農林漁業者3戸以上が構成員となっており、かつ、代表者、組織運営について規約がある団体をいう。
- (2) 農林水産物等 農林水産業者等が市内で自ら生産した農林水産物及びそれを活用した加工品をいう。
- (3) イベント 農林水産物等の販売を含むイベント（観光施設や大型店舗等での催事も含む）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農林水産業者等であって、次のすべての要件を満たすもの。

- (1) 市内で開催されるイベントに出店するものであること。
- (2) 農林水産物等を販売するために出店するものであること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が農林水産物等をイベントで販売する際に必要な経費とし、別表に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（ただし、消費税相当額を除く）の2分の1以内とし、2万5千円を限度額とする（100円未満切り捨て）。

- 2 補助金の交付は、同一の農林水産業者等に対する補助金の総額が前項に規定する限度額を超えない限りは、申請回数の制限はないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、イベントに出店する日の10日前までに、あおりり産品出店支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。なお、年間を通じて複数イベントに出店する場合は、一括で申請することができる。

- (1) 出店するイベントの概要がわかる書類
- (2) イベントでの出店内容及び補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (3) 生産者を中心とした団体の場合、規約、構成員名簿等任意団体の概要がわかる書類
- (4) 複数イベントについて一括で申請する場合は、出店スケジュールがわかるもの
- (5) 1号から4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、令和4年度予算の範囲内において、先着順で受付をするものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した場合にあっては令和4年度あおりり産品出店支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては、令和4年度あおりり産品出店支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、次に掲げる事項が付される条件となる。

- (1) 補助金の交付の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその旨を会長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく会長の命令を遵守すること。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または令和5年3月31日のいずれか早い期日までに、あおりり産品出店支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (2) 複数イベントについて一括で申請した場合は、出店実績がわかるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書の内容を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、補助対象経費として適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度あおり産品出店支援補助金確定通知書(様式第5号)を補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金は、補助金の額の確定後に交付する。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、あおり産品出店支援補助金請求書(様式第6号)を会長に提出して行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	
イベント出店料	イベント出店に係る定額の出店料、又は売上歩合率による出店料
感染症防止対策費	マスク、フェイスシールド、消毒液、スプレーボトル、除菌シート、手袋、布巾、その他感染防止に必要な消耗品